

美里町地域防災計画（原子力災害対策編）（案）に対するパブリックコメントと町の考え方  
参考様式6（第9条関係・公表用）

	項 目	意見等の概要	町の考え方
1	「第1章 第1節 計画の目的」について	<p>計画の目的から「脱原発宣言の町」と「女川原発の再稼働を容認するものではなく」の文言を含んだ、なお以降の文章を削除していただきたい。</p> <p>国が安全基準に合格した女川原発の再稼働を許可した場合、美里町の計画が「容認するものではなく」とする表現により、国・県・電力会社との間に食い違いが生じ、美里町に不利な問題が生じないか非常に心配である。</p> <p>町は原子力エネルギーに依存しない町づくりの具体的な方策を示さず、議会において依存しない町づくりと言葉だけで表明し、それを議員が賛成したのであれば、どれだけ本気なのか疑問を感じる。町独自のエネルギー政策については議論されたのか。</p> <p>この計画が施行される日以降、原子力エネルギーに依存しない施策を実行するまで、電力会社が化石燃料を使用したために生ずる各家庭の電気料金の上昇分を町と議員が負担する覚悟だと付記でもしてあれば、この(案)に対する意見は取り下げます。</p>	<p>福島悲劇を繰り返さないためにも、原子力発電所を再稼働させないこと、そして廃炉にすることが、防災・減災につながると考えております。</p> <p>特に原子力発電所の稼働により発生する放射性廃棄物は、現在の技術で完全に処理しきれない非常に危険な物質であり、これ以上次世代に残すことは許されません。</p> <p>優先すべきは、町民の安全であることから、なお以降の文章は残しますので、ご了承願います。</p> <p>平成25年度から、町は再生可能エネルギー導入等支援事業として各家庭の太陽光発電システム設置費用の助成や三か年計画で町内全域の防犯灯をLED化する省エネ対策を実施いたします。</p> <p>今後、町はあらゆる再生可能エネルギー導入や省エネ対策等を全力で推進します。</p>
2	「第1章 第1節 計画の目的」について	<p>計画の目的の最後「脱原発宣言の町」以降の文言は大いに評価したい。町の長が代わっても堅持すべき内容である。</p>	

美里町地域防災計画（原子力災害対策編）（案）に対するパブリックコメントと町の考え方  
参考様式6（第9条関係・公表用）

	項 目	意見等の概要	町の考え方
3	「第1章 第1節 計画の目的」について	<p>計画の目的で、原子炉の運転等（原子炉の運転、貯蔵、使用、運搬だけに限定している）により発生するとあるが、過酷事故の発生を記載しないのはどうか。</p> <p>この原子力対策編の主目的が、この事故を想定していると思います。付け足しのように第4節に掲げてありますが、計画の目的に明確に入れるべきである。</p>	<p>ご指摘のとおり、第1節 計画の目的に、次のとおり過酷事故についての記載を追加いたします。</p> <p>「...原子炉の運転等（原子炉の運転、核燃料物質等の貯蔵、使用、事業所外運搬（以下「運搬」という。）により放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力発電所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出される過酷事故を含む原子力災害の発生及び拡大を防止し、...」</p>
4	「第1章 第3節 計画の周知徹底」について	<p>関係機関だけには徹底し、町民には特に必要なものだけとありますが、全ての計画内容を周知徹底すべきと考える。計画の何を隠さなければならぬか非常に疑問に思う。</p>	<p>町の地域防災計画については、これまでも公表しておりますし、今後も公表いたします。</p> <p>関係機関には、防災業務上、計画内容について周知徹底を図る必要がありますが、全町民に全ての計画内容を周知徹底することは困難なことから、町民にとって、防災上特に必要と認められることについては周知徹底するということでもあります。</p>

美里町地域防災計画（原子力災害対策編）（案）に対するパブリックコメントと町の考え方  
参考様式6（第9条関係・公表用）

	項 目	意見等の概要	町の考え方
5	<p>「第1章 第4節 計画の基礎とすべき災害の想定」について</p>	<p>第4節は災害の想定を表記する項目である。(2)被ばくの低減化措置は、応急対策の項に入るのではないか。</p> <p>また、 において、飲食物を摂取するまでどうして時間的な余裕があるのか。わが町の第1次産業は農業で農産物を生産する農家の水稻・路地野菜は危険なはずである。</p> <p>それと後段の「放射性物質の濃度を定量し…」とは意味不明である。どのようなことなのか。</p>	<p>第1章総則では、計画全体に共通する基本的な事項について記載しております。(2)被ばくの低減化措置は、第2章の原子力災害事前対策、第3章の緊急事態応急対策を実施する上で、理解していなければならない過酷事故等により想定される原子力災害の形態であることから、第1章の総則に記載しております。</p> <p>の「周辺住民等が汚染された飲食物を摂取するまでは通常時間的な余裕がある」ということは、内部被ばくの過程で、呼吸等により空中に放出された放射性プルームを吸入することに比べた場合、汚染された飲食物を摂取するまでに時間的な余裕があるということ。また、原子力災害発生の情報を得た場合に、放射性プルームによる内部被ばくを低減するため、呼吸を止めることはできないが、飲食物の摂取を自ら制限し、時間的な余裕をつくれるという理由からであります。</p> <p>また、「放射性物質の濃度を定量し…」とは、摂取制限等の対策を講じるために、汚染の可能性のある飲食物に含まれる放射性物質の濃度（質量あたりの放出される放射線エネルギー）を測定器により測るとのことです。</p>

美里町地域防災計画（原子力災害対策編）（案）に対するパブリックコメントと町の考え方  
参考様式6（第9条関係・公表用）

	項 目	意見等の概要	町の考え方
6	「第2章 第7節 住民等への的確な情報伝達体制の整備」について	<p>情報については、防災無線にたよりすぎではないか、大雨、強風、その他で、役にたたない時はどうするのか。二重三重の情報網を造るべきである。</p> <p>例えば、地方FM局（ミニFM局）などを役場などに置き常に町の情報や地域の連絡に使う等々、番組内容が良ければ町民は皆聞いてくれると思うが。</p>	<p>災害時に住民への情報の伝達は、全町域で整備している同報系の防災行政無線が基本となります。しかし、複合災害により、全部または一部の同報系の防災行政無線が使用できなくなる場合もありますので、放送事業者等の協力によるテレビ・ラジオ等の文字放送・緊急放送、インターネットや携帯電話端末を利用した緊急速報メールなどの多様なメディアの活用を検討してまいります。</p> <p>現在、町がミニFM局等を設置する考えはございません。</p>
7	「第2章 第8章 モニタリング体制等」について	<p>小島地区にモニタリングポストを設置することですが、防災計画に町で設置する施設のことは一切触れておりません。どのように運用するのか記載すべきではないか。</p>	<p>現在、小島地区にモニタリングポストを新設中ですが、県が国の交付金により維持・設置し、町は設置場所等の提供を行うものであります。</p> <p>このモニタリングポスト完成後は、作成中の別冊資料（資料編）に原子力防災の資機材として掲載する予定です。また、運用については、今後県と調整いたします。</p>
8	「第2章 第9節 緊急時の公衆被ばく線量評価体制の整備」について	<p>放射性物質の影響がすぐ分かるような検査（尿検査等）を子どもの健康診断の項目の中に入れ、継続していくこと。</p>	<p>町は、計画上、県が実施する緊急時の被ばく医療や健康調査・健康相談等の公衆の被ばく線量評価に協力することになっております。</p> <p>ご指摘の検査内容については、今後、国や県の指導等に基づき検討いたします。</p>

美里町地域防災計画（原子力災害対策編）（案）に対するパブリックコメントと町の考え方  
参考様式6（第9条関係・公表用）

	項 目	意見等の概要	町の考え方
9	「第2章 第12節 避難収容活動体制の整備」について	事故の状況により避難する場所を決めておくこと。その際、子ども・老人・障害者に配慮した場所を確保すること。	ご指摘の内容については、今後作成する避難等のマニュアルにおいて対応いたします。
10	「第2章 第12節 避難収容活動体制の整備」について	避難については、どうしても西に向かって避難するのが自然であるが、東からは女川、石巻、東松島、と十五万人を超える人達が、また、西には大崎市の人達が、いっせいに動きだすと思われる。美里町だけの避難道路確保は絶対に無理であり、近隣の市町村をまき込んで、計画を作るべきである。我が町は、町も議会も町民も「脱原発」を宣言した町なので、中心になり発言してほしい。	ご指摘のとおり、避難路の確保について、市町村単独では困難であります。 町は、これまでも、避難道路確保については、県が中心となり、関係する市町村とともに調整を行い、広域的な避難路の確保や交通渋滞等の対策を実施するよう要望しております。
11	「第2章 第16節 緊急被ばく医療活動体制等の整備」について	安定ヨウ素剤に対するアレルギー反応等は事前に健康診断等で確かめておくこと。	安定ヨウ素剤の服用には、アレルギー等の副作用もあることから、災害時、町民が安心して服用するためにも事前の検査等の実施について、国や県の指導等に基づき検討いたします。
12	「第2章 第16節 緊急被ばく医療活動体制等の整備」について	安定ヨウ素剤の服用については、対象者はもう分かっているのだから、あらかじめ、アレルギーなどのパッチテストなどをしておくべき（定期的に）。	安定ヨウ素剤の服用には、アレルギー等の副作用もあることから、災害時、町民が安心して服用するためにも事前の検査等の実施について、国や県の指導等に基づき検討いたします。

美里町地域防災計画（原子力災害対策編）（案）に対するパブリックコメントと町の考え方  
参考様式6（第9条関係・公表用）

	項 目	意見等の概要	町の考え方
13	「第2章 第16節 緊急被ばく医療活動体制等の整備」について	我が町では保健師、看護師のOBが多数いる。その方たちの力を借りられるシステムをつくることはできないか。	<p>震災や風水害等の場合は、町の避難所や自主防災組織等において、保健師・看護師のOBの方に協力をいただくことを検討することも必要であると考えております。</p> <p>しかし、原子力災害は他の災害とは異なり、特殊性・危険性があることから、緊急時被ばく医療に関する活動は難しいと考えております。</p>
14	「第2章 第21節 防災訓練等の実施」について	医療機関・保健師・看護師の資格を持っている人と連携し訓練を重ねておくこと。（原子力の災害だけではないが）	<p>防災訓練を実施する場合は、医療機関と連携して実施することは必要です。</p> <p>しかし、ここで言っている保健師・看護師の資格を持っている人が、医療機関から派遣される人でなく、一般の町民である場合、原子力災害は他の災害とは異なり、特殊性・危険性があることから、緊急時被ばく医療に関する活動は難しいと考えております。</p> <p>なお、震災や風水害等の場合については、町の避難所や自主防災組織等において、保健師・看護師の資格を持っている方に協力いただくことも検討する必要があると考えております。</p>

美里町地域防災計画（原子力災害対策編）（案）に対するパブリックコメントと町の考え方  
参考様式6（第9条関係・公表用）

	項 目	意見等の概要	町の考え方
15	「第2章 第21節 防災訓練等の実施」について	<p>一番大事なのは情報と指示を敏速かつ正確に住民に伝えることである。福島を教訓にその方法を早く確立すべきである。</p> <p>このためにも県や東北電力、地域住民を入れての避難訓練を毎年行い、それぞれの立場での自覚を高めていくことが必要である。</p>	<p>ご指摘のとおりと考えております。</p> <p>来年度以降、県や関係機関等とともに、住民の参加も含めた防災訓練等を実施したいと考えております。</p>
16	「第3章 第5節 住民への的確な情報伝達活動」について	<p>P73～74「(4)適切な情報の提供」について、9項目のうち特に「住民等のとるべき措置及び注意事項」を詳細に打ち出すこと。避難しなければならない状況になった場合、どのような内容の指示を出すのか明確にすること。</p>	<p>ご指摘の内容については、今後作成する避難等のマニュアルにおいて対応いたします。</p>
17	「第3章 第5節 住民への的確な情報伝達活動」について	<p>女川原発で事故が起きた場合、どのようなルート・方法で住民に知らせるのか。また、どれくらいの時間で住民に情報が届くのか、P77「指示伝達系統図」を丁寧に説明し、住民に周知徹底すること。</p>	<p>ご指摘の内容については、今後作成する避難等のマニュアルにおいて対応いたします。</p>
18	「第3章 第6節 屋内退避、避難収容等の防護活動」について	<p>P78以降の「第6節～避難収容等の防護活動」は、震災を踏まえて細部に渡って記されており評価したい。</p>	

美里町地域防災計画（原子力災害対策編）（案）に対するパブリックコメントと町の考え方  
参考様式6（第9条関係・公表用）

	項 目	意見等の概要	町の考え方
19	「第3章 第6節 屋内退避、避難収容等の防護活動」について	<p>コンクリート屋内退避又は避難について、あらかじめ定める待避所を指定するとありますが場所の明示がありません。避難関係は全ての項目で「あらかじめ定める」と表記しています。</p> <p>避難場所を示さない地域防災計画は、成り立たない、あり得ないと考えますがいかがでしょうか。</p>	<p>原子力災害時の避難場所につきましては、検討中であり、決定後は作成中の別冊資料（資料編）及び今後作成する避難等のマニュアルに掲載いたします。</p> <p>町内の避難場所については、現在町が定めている避難場所のうち、学校の校舎等のコンクリート建物を中心に検討しております。</p> <p>また、町外に避難する場合の広域避難先については、受入先の自治体等との調整も必要であることから、引き続き、調整してまいります。</p>
20	「第3章 第6節 屋内退避、避難収容等の防護活動」について	<p>P89の避難等指示伝達系統図中、災害対策本部事務局より各行政区への伝達は行政区長となっている。ところが地域防災計画（改正案）P82～P83では自主防災組織のリーダーと定めているが、同じ防災計画で混乱するのではないか。</p>	<p>原子力災害時では、特に広域避難する場合は、地域コミュニティの維持に着目し、行政区単位での避難を基本といたします。現在、町内の行政区における自主防災組織の組織率が100%でないことから、行政区長に指示伝達を行うことにいたします。</p> <p>なお、地域防災計画（改正案）では、自主防災組織のリーダーを行政区ごとに避難する場合の誘導員と定めております。</p>

美里町地域防災計画（原子力災害対策編）（案）に対するパブリックコメントと町の考え方  
参考様式6（第9条関係・公表用）

	項 目	意見等の概要	町の考え方
21	農業の応急対策について	<p>地域防災計画（改正案）P149には、農業の応急対策が定めているが、原子力災害対策編にも、当然入れるべきではないか。</p> <p>福島原発事故のプルームによる汚染事故は福島宮城の両県で未だに尾を引いており、当町は農業が基幹産業であることを鑑みたとき、必ず何らかの手立てを当然計画すべきと思うが。</p>	<p>原子力災害においては、第3章第6節9飲食物の摂取制限等に記載していますが、発災直後は、スクリーニング検査を行い、汚染された農作物を消費者に摂取させないよう出荷制限等の対策を講じることが重要であると考えております。</p> <p>その後、町は、第4章原子力中長期対策の第6節3に定める県が行う農林水産業等が受けた影響調査に協力するとともに、国及び県と連携し、第7節に定める風評被害等の未然防止や影響を軽減し、農産物等の適正な流通を促進するために科学的根拠に基づく広報活動を行うことにしております。</p>
22	計画（案）全般について	<p>国や県から下りてきたものを土台にしているからだろうが、全体として「～定めておくものとする」「～努めるものとする」「～整備するものとする」等、具体的な働きを作るものにはなっていない部分が多い。</p>	<p>町の原子力災害対策編は、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法により、国の防災基本計画及び県の地域防災計画の原子力災害対策編に基づき作成しなければなりません。また、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針を遵守しなければなりません。</p> <p>このため、国の原子力災害対策指針に基づく作成マニュアル及び県の原子力災害対策編を基にして作成しております。</p> <p>具体的な内容については、今後、作成するマニュアル等に定めてまいります。</p>

美里町地域防災計画（原子力災害対策編）（案）に対するパブリックコメントと町の考え方  
参考様式6（第9条関係・公表用）

	項 目	意見等の概要	町の考え方
23	計画（案）全般について	参考として『宮城県原子力災害対策編（修正案）』が29箇所に入っているが、別表にできないか。 （資料 一）参照のようにし、スリム化して読みやすくしたほうが良いと思う。	県と町の役割分担や、県が中心に実施する対策を分かりやすくするために、各箇所に参考として掲載しておりますので、ご了解願います。
24	計画（案）全般について	対策として女川原発だけが対象になっていますが、福島第一、第二、東通原発、の原発事故も考えておくことも必要だと思う。現実には福島原発事故で未だに影響が残っている。	この原子力災害対策編は、基本的に女川原子力発電所及び核燃料物質等の発電所外運搬中の事故を基本的に対象としております。 女川原子力発電所以外において、原子力災害が発生した場合は、災害の規模や緊急時モニタリング結果等を踏まえ、原子力災害対策編及び今後作成するマニュアル等に基づき、同様に対応いたします。
25	マニュアルの作成について	原子力災害対策は具体的な内容が出来ていなく、具体的なマニュアルはこれからだと思う。 町では自主防災隊には育成、指導とか言っているが、先の震災の時には、町よりも進んだ働きをした地区の防災組織もあった。また、この町にはすばらしい考えを持った人材が沢山住んでいる。町民、自主防災組織などを入れて作成してほしい。	原子力災害対策編は、町の原子力災害対策の基本的となる考え方や方針を定めているものです。 ご指摘のとおり、具体的なマニュアルの作成はこれからとなります。その際は、住民や自主防災組織の意見等をいただく機会も検討いたします。